

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	文部科学省
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (2)行政訴訟の管轄裁判所の拡大
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="248 600 1394 678">文部科学省は、一部の事務を除いて、各地方において本省の事務を行ういわゆる「出先機関(地方支分部局)」を有していない。</p> <p data-bbox="248 685 1394 801">そうした中、仮に、文部科学省の行う処分等について、全国各地の裁判所で行政訴訟が提起された場合、その全てに地方支分部局を持たない本省が対応することは、現実には困難である。</p> <p data-bbox="312 891 991 929">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p data-bbox="248 974 1394 1090">地方公共団体や全国に拠点を有しない公共団体については、土地管轄を拡大することについて「更に検討が必要」としているが、国の行政機関であっても、全国に拠点を有していないものについては、同様に更に検討することが必要ではないか。</p>	

	省庁名等	文部科学省
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (3) 出訴期間等の教示	
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>文部科学省では年間数多くの許認可を行っており、教示義務の内容が、個別の処分ごとに判断や調査を必要とするものとなる場合には、許認可の処理に遅延を生ずるおそれがある。</p> <p>また、「教示の相手」について、処分等の相手方(名宛人)に限定すべきである。「原告適格の拡大」についての検討状況にもよるが、処分等に関し利害関係を有する者は、多数に及ぶ可能性があり、仮にこれら全ての者へ教示を行うことは困難である。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>個別の行政処分に際して調査や判断が必要にならないよう、教示すべき内容は一義的に決まる内容であることが必要である。</p> <p>教示の相手は、その範囲を明確にするために、処分等の相手方に限定することが必要である。</p>		

ご意見をいただく事項

第2 - 2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

「行政側に記録等の提出を求める新たな制度」の具体的な対象・内容・方法・効果等が明確でないため、現時点ではその影響について、判断しかねるところであるが、仮に、現在の民事訴訟法で認められている文書提出義務の適用除外要件(法 220 条 4 号)と同等の適用除外がなされない制度となる場合には、記録等の提出により、今後の公務の遂行に著しい支障を生ずるとともに、公益が損なわれるおそれが生じると予想される。また、情報公開法に基づく開示請求で認められる情報よりも広範な情報を、行政訴訟の提起者が得ることとなり、他の制度との整合性も取れないことが予想され適当でない。

上記 との関係で検討を要すると思われる事項

記録の提出を拒むことができる事由として、「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」、「記録の提出により国の安全が害されるおそれがあるもの」といった観点が含まれるようなものにすることが必要である。

手続面では、申請者の利益を害さないようにするために、開示された記録が訴訟以外の目的に利用されないように、非公開で審理を行うなどの手当てを設けるべきである。

省庁名等

文部科学省

ご意見をいただく事項

第2 - 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

どのような条件が整った場合に執行停止要件を緩和するかについて明確でないことから、現時点では判断しかねるところではあるが、仮に「処分が執行された場合に生じる損害が重大なときには」「執行停止の要件の有無を厳格に審理することなく、いったん執行を停止」する制度となれば、行政行為の安定性に支障を生じ、大きな混乱を来しかねないことから適当でなく、仮救済制度を整備するにしても、損害が生命・身体・財産に重大な影響を与える場合に限るなど、安易な仮救済制度の拡充ではなく、真に必要な場合に限ることが必要ではないか。

上記 との関係で検討を要すると思われる事項

省庁名等	文部科学省
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (1) 行政の作為の給付(義務付け)を求める訴え
<p data-bbox="312 456 1185 492">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="245 539 1394 696">義務付け訴訟を認める範囲・要件が明確でないため、現時点で判断しかねるところはあるが、少なくとも申請に対する処分等行政庁が何らかの処分を行うことが予定されているものについて、申請権のない者に対して作為の給付を求める訴訟の提起を認めることについては、行政の一義的判断権をも奪うものであり適当でない。</p> <p data-bbox="245 703 1394 779">また、義務付け訴訟は、行政が持つ行政一般に対する施策決定権限を司法により制限するものであることから、慎重に検討することが必要である。</p> <p data-bbox="312 994 991 1028">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

省庁名等	文部科学省
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (2)行政の行為の差止めを求める訴え
<p data-bbox="312 456 1185 495">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="248 539 1394 658">行政の一義的判断権を奪いかねないものであり、また、取消訴訟でも対応が可能なものが多いと考えられ、行政の行為の差止めを求める訴えによる救済が認められる範囲を拡大すべきではない。</p> <p data-bbox="312 909 991 947">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

省庁名等	文部科学省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (1)行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの取消訴訟の対象の拡大
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>具体の争訟性のない段階で行政立法等に対する訴訟を認めていくことは、争訟性が生じない問題についても、裁判所の判断を求めることとなり適当でない。</p> <p>また、具体の争訟性がない段階での訴訟提起を認めることは、いたずらに抽象的な論争を増やし、それを司法の場に持ち込むだけになりかねない。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>通達や行政指導などは、国民の権利義務を直接形成する法的効果がないという判例があり、当該分野への取消訴訟の拡大は困難である。</p>	

省庁名等

文部科学省

ご意見をいただく事項

第2 - 5 - (2)取消訴訟の排他性等の見直し、行政決定の違法確認訴訟の創設

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

行政処分を長期間にわたって行政訴訟の対象とすることは、許認可を受けた事業者の活動をいたずらに不安定にすることになる。また、出訴期間を無制限にした場合、証拠を散逸させないために許認可に関する全ての文書を永久保存する必要があり、文書の保存・管理だけでもコストを要することとなる。

排他性と出訴期間を伴う形成訴訟の形式でしか争わせないこととして法律関係の安定を図ることが取消訴訟制度の目的であるから、取消訴訟の排他性と出訴期間を論ずる際には、行政の円滑・効率的な遂行による国民の利益をも考慮すべき。

上記 との関係で検討を要すると思われる事項

省庁名等

文部科学省

ご意見をいただく事項

第2 - 5 - (3) 裁判所が判決で必要な是正措置を命ずる考え方

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

行政権を有しておらず、個別の行政分野における行政決定を行うことのできる専門的知識や体制を有していない裁判所が是正措置を行うよりも、判決で命ずる行政処分の取消しの後、当事者がどのような措置をとるかは当事者が自分の判断で選択するという、現在の訴訟制度の構造が適切であると考えます。

上記 との関係で検討を要すると思われる事項

省庁名等	文部科学省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (5) 出訴期間の延長
<p data-bbox="312 456 1185 495">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="248 539 1394 613">行政の効率的運営の要請、早期の行政の法律関係の確定といった点を考慮して検討すべきものとする。</p> <p data-bbox="312 994 991 1032">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

省庁名等

文部科学省

ご意見をいただく事項

第2 - 6 - (1)原告適格の拡大

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

拡大範囲について様々な案が提示されていることから、現時点では判断しかねるところではあるが、原告適格を有する者の範囲について「現実の利益」を有している者なども含め広範に広げるとは、個々の処分とは直接法的な関係のない事実上の利害を有する者にまで広範に行政訴訟の提起を認めることとなり、行政の安定性に大きな支障を生じかねないことから適当でない。

上記 との関係で検討を要すると思われる事項

省庁名等	文部科学省
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (2) 自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限の規定の削除
<p data-bbox="312 456 1185 495">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="245 539 1396 698">自己の法律上の利益に関係のない違法が主張することができる」と解釈されることになる」とすれば、争点が必要以上に多岐にわたり訴訟の長期化を招きかねない。審理の充実を図るためには自己の法律上の利益に関係のある違法事由に限って主張立証する現行の方式に合理性がある。</p> <p data-bbox="312 992 992 1030">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

省庁名等	文部科学省
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (3) 団体訴訟の導入
<p data-bbox="312 456 1185 492">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="245 539 1394 696">団体訴訟の導入について様々な案が提示されていることから、現時点では判断しかねるところではあるが、団体に広く原告適格を認めることは、個々の処分とは直接関係ない者(団体)にまで広範に行政訴訟の提起を認めることとなり、行政の安定性に大きな支障を生じかねないことから適当でない。</p> <p data-bbox="312 994 991 1028">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

省庁名等	文部科学省
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (1)主張・立証責任を行政に負担させること
<p data-bbox="312 456 1185 495">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="248 539 1394 618">証明責任は、行政実体法の規定の趣旨や要件の内容などを個別に検討して定めるべきものであるから、行政事件訴訟法において一律に定めることは適切でない。</p> <p data-bbox="312 994 991 1032">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

省庁名等	文部科学省
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (4)裁量の審査の充実
<p data-bbox="312 456 1185 492">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="248 539 1394 613">行政には裁量権があり、裁判所の審査になじまない部分があることは法律上明確にする必要がある。</p> <p data-bbox="248 622 1394 696">行政裁量に対する裁判所の判断が、現状において、特段問題があるとは承知しておらず、30条の見直しよりその範囲が狭くなるとすれば問題があると言える。</p> <p data-bbox="312 1034 991 1070">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

省庁名等	文部科学省
ご意見をいただく事項	第2 - 8 - (3)不服審査前置による制約の緩和
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>不服審査前置の場合でも、行政事件訴訟法第8条第2項は広く例外を定めているから、適切な運用で訴えを提起する者に著しい不利益は生じないのではないか。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	